

監査監第1512号

令和6年12月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 帆 足 和 之 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸

同 工 藤 道 弘

同 谷 中 信 人

同 都 築 龍 太

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書の
提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（公の施設の指定
管理者）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、
別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象施設

さいたま市農村広場（春おか広場）

(2) 指定管理者

毎日・首都圏共同事業体

(3) 施設所管課

経済局 農業政策部 見沼グリーンセンター

(4) 対象事務

管理業務に係る出納その他の事務の執行について（令和5年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 施設所管課

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が

働くものとなっているか。

コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。

サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。

シ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

(2) 指定管理者

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。

エ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。

オ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

カ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。

また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。

また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

ク 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。

ケ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、管理業務に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象施設内

(2) 監査期間

令和6年8月2日（金）から令和6年12月24日（火）まで

6 監査の対象施設の概要

(1) 所在地

さいたま市見沼区大字宮ヶ谷塔765番地

(2) 施設概要

さいたま市農村広場（春おか広場）

施設面積 37,261㎡

建物構造 地上1階建 鉄筋コンクリート造

延床面積 555.21㎡

(3) 主な施設の内容

多目的ホール、会議室、和室、多目的実習室、多目的広場、ソフトボール場

7 指定管理業務の範囲

施設管理、施設の運営、施設の設置目的の達成、事業報告書作成、その他

8 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

9 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務の執行が当該管理業務の目的に沿って行われていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 経済局 農業政策部 見沼グリーンセンター

(ア) さいたま市農村広場管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）

第16条に規定する月次報告書及び同第17条に規定する事業報告書において、記載誤りや報告漏れ、月次報告書と事業報告書との記載内容の不一致が散見されたにもかかわらず、報告内容の精査を怠り、内容の正確性を十分に確認していなかったため、基本協定書第19条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(イ) 指定管理者の収支報告について、事業報告書などから、指定管理業務と自主事業の区分経理が不明瞭であることが確認できる状況であったにもかかわらず、経理状況の確認を怠り、指定管理者に対して必要な指導を行っていませんでしたので、基本協定書第19条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ウ) さいたま市農村広場条例施行規則第8条第3項によると、利用料金の免除を受けようとする者は、農村広場研修施設利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならないとされている。

しかし、一部の利用者の会議室の利用依頼に対して、必要な手続きを行うよう指導せず、規則に定められた手続きを経ずに、利用料金の免除を認めていたため、適正な事務処理を行うべきである。

イ 毎日・首都圏共同事業体

(ア) 基本協定書第16条に規定する月次報告書及び同第17条に規定する事業報告書において、記載誤りや報告漏れ、月次報告書と事業報告書との記載内容の不一致が散見されたため、適正な事務処理を行うべきである。

(イ) 基本協定書第8条第2項によると、管理業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ市の承認を受けることとされている。

しかし、承認に係る手続きをせずに委託を行っていたものが見受けられたため、適正な事務処理を行うべきである。

(ウ) 基本協定書第38条によると、指定管理業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとされている。

しかし、指定管理業務と自主事業、両方の業務で使用している銀行口座を

確認したので、適正な事務処理を行うべきである。

- (エ) 現金取扱事務において、帳簿で管理している釣銭準備金とは別に、少額の現金を保管していたので、適正な事務処理を行うべきである。

- (オ) 基本協定書第3条及びさいたま市農村広場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によると、植栽管理業務の一つとして、植栽地等の除草作業を実施することとされている。

しかし、花畑管理のうち、花壇（1,720 m²）の除草が十分に行われておらず、雑草が生い茂っていたので、適正な維持管理を行うべきである。

- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4第2号によると、産業廃棄物の処分を委託する場合には、委託契約書には許可証の写しを添付することとされている。

しかし、産業廃棄物処理委託契約書において、許可の有効期間が満了した許可証の写しが添付されていたにもかかわらず、受託者に対して許可の更新がされたかどうかの確認を怠り、更新後の許可証の写しを受け取っていなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

- (キ) 消防法第8条及び消防法施行規則第3条第10項によると、特定防火対象物（集会場）の防火管理者は、消防計画に基づいて、消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならないとされている。

しかし、令和5年度において消火訓練を年一回しか行っていないため、適正な事務処理を行うべきである。

- (ク) さいたま市農村広場条例第14条によると、指定管理者は、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができるとされており、さいたま市農村広場条例施行規則第8条第3項によると、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を指定管理者に提出しなければならないとされている。

しかし、一部の利用者に対して、条例及び規則に定められた手続きを経ずに、利用料金を免除していたので、適正な事務処理を行うべきである。

(ケ) 指定管理業務及び自主事業に係る収支報告を確認したところ、自主事業に係る人件費を、指定管理業務に係る人件費に含めて計上していた。

また、指定管理業務の収入として計上されるべき受取利息の一部を、自主事業の収入として計上していた。さらに、金融機関から払い戻された手数料を指定管理業務の収入、自主事業の収入のどちらに該当するか確認しないまま、全額を自主事業の収入として計上していたので、適正な事務処理を行うべきである。

10 意見（地方自治法第199条第10項及び監査基準第16条第2項の規定に基づく記載）

(1) 花畑の適正な管理について

仕様書において、植栽管理業務として、「植物の維持管理を行うことにより、年間を通して良好な園地とする。」とあり、別途、花畑管理として、花壇などの管理方法や作業頻度が記載されている。

月次報告書や事業報告書から、仕様書に記載された、最低限の作業回数は実施されていることは確認できたが、実地調査時は、花壇は雑草で覆われており、良好な園地として管理されておらず、魅力的な空間で、市民と共に楽しめる憩いの場が提供されているとは言い難い状況であった。

花畑の適正な管理、運営のために、施設所管課として、指定管理者に対する業務改善の指導を継続するとともに、「良好な園地」について仕様書を具体的なものに見直すなどの方策も併せて講じられたい。

【見沼グリーンセンター】

(2) 施設の適正な管理について

今回の監査の結果、産業廃棄物の保管場所が適正に管理されていなかった、消防計画に定めた消火訓練を指定された回数行っていなかったなどの施設管理上の不備が散見された。

これらの管理状況を放置すると、重大な事故や事件の発生につながりかねない。

今回の監査結果を踏まえて、施設の危機管理の重要性を再認識するとともに、施設管理に係る各種業務について、法令や基本協定書等に則って実施されているかどうか再確認を行ない、改善の必要性が認められるものについては見直しを図るなど、適正な施設管理に努められたい。

【毎日・首都圏共同事業体】